



発行  
東京都

目次

規則

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局健康安全部業務課）…一

告示

○東京都青少年の健全な育成に関する条例第八条の規定による図書類の指定……………（都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…三

○森林病虫害等防除法による薬剤防除（地上散布）を行う区域及び期間……………（環境局自然環境部緑環境課）…四

告示（公）

○技能検定員審査の実施……………四

○教習指導員審査の実施……………五

公告

○登録販売者試験の実施……………（保健医療局健康安全部業務課）…六

規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六百六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条（七）中「薬局製造販売医薬品（」の下に「法第二条第十七項第三号及び第三十六条の十一第一項第一号に規定する医薬品であつて、」を加え、同条（六）から（五）までを削る。

附則

この規則は、令和八年五月一日から施行する。

告示

●東京都告示第六百二十二号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第八條第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和八年四月十七日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三五九	雑誌	BAMBOO COMICS 「Qpa collection」 ご褒美とお仕置きどっちにします？	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

株式会社竹書房

●東京都告示第六百十三号

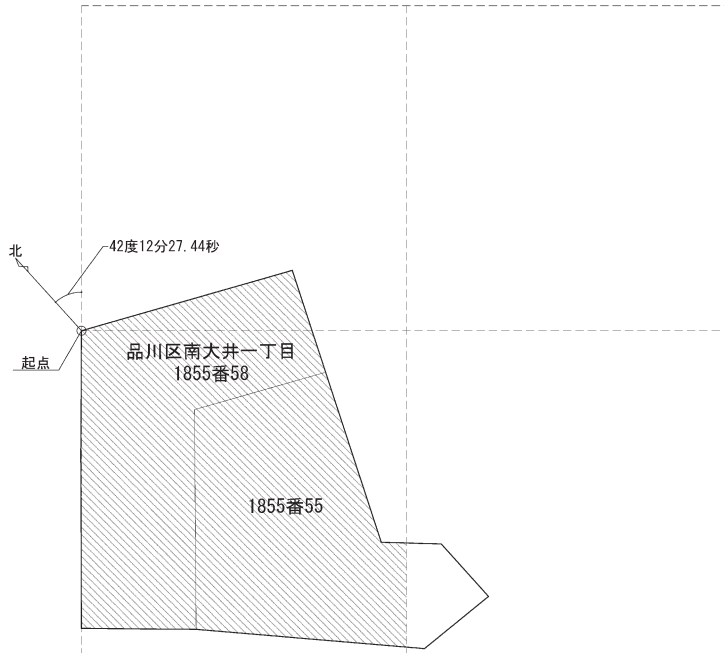
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区南大井一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



【凡例】
—— 調査対象地
—— 筆境界
----- 単位区画
▨ 形質変更時要届出区域

【起点】  
起点は、品川区南大井一丁目1855番58の北端とする。

【格子の回転角度(42度12分27.44秒)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和六年東京都告示第八百九十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区羽田空港一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の実施

別 図



【凡例】

- 調査対象地
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(令和6年東京都告示第898号により指定した区域)
- ▤ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、X=-49402.036、Y=-7176.808とする。  
※起点及び頂点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（25度24分05秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<座標データ>

頂点	X座標	Y座標
1	-49404.991	-7179.949
2	-49424.966	-7183.731
3	-49450.559	-7187.329
4	-49479.698	-7068.821
5	-49435.844	-7057.761
6	-49430.454	-7061.013

●東京都告示第六百十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。）第五条第一項の命令をするに当たり、同条第四項において準用する法第三条第五項の規定により、次の事項を公表する。

令和八年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域及び期間

- (一) 区域 大島町、新島村及び神津島村の地域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を東京都環境局自然環境部、東京都大島支庁、大島町役場、新島村役場及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- (二) 期間 令和八年五月七日から同年七月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

三 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し、薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

防風林、防潮林、風致林等として生活環境の保全上重要な機能を有する松林を松くい虫から守るため

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、法第十一条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置を指定された期間内に行った者又は

その代理人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、(三)による申請書を提出する場合は、この限りではない。

- (三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

- (五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第148号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (8) 牽引免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
  - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
  - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
  - ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となつてゐる事項
  - イ 自動車教習所に関する法令についての知識
  - ウ 技能検定の実施に関する知識
  - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

<p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和8年5月18日(月曜日)から同月22日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和8年4月30日(木曜日)及び5月1日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一丁目12番5号)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお</p>	<p>いて、令和8年4月20日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日並びに東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に掲げる休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。</p> <p>7 審査手数料 大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,750円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,800円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>(2) 服装</p> <p>イ 黒色又は青色のボールペン</p> <p>ロ 赤色のボールペン</p> <p>ウ 自動車運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p>	<p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7251-5276</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第149号 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和8年4月17日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引<sup>けんいん</sup>免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証(以下「免許証」という。)又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人</p>
--	--	---

番号カードを提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をい

う。)に必要な教習の技能

ウ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をい

う。)に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の28

第4項に規定する教則の内容となっている事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第

3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該

当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和8年5月18日(月曜日)から同月22日(金曜

日)までの間のうち、申請書提出時において指定する

日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1

番地の1)

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とす

る。)

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上

三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横

の長さ2.4センチメートルのもの)

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

受付日時

令和8年4月30日(木曜日)及び5月1日(金曜

日)の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一

丁目12番5号)

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお

いて、令和8年4月20日(月曜日)から配布する。

ただし、日曜日及び土曜日並びに東京都の休日に関

する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1

項に掲げる休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示す

ること。

7 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習

指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受け

ようとする者にあつては15,100円、普通自動車免許教習

指導員審査を受けようとする者にあつては12,000円、そ

の他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつ

ては9,950円。ただし、審査細目を免除される者は、警

視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表

第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード

イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合

格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03(3581)4321 内線7251-5276

公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等  
に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六  
条の八第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実  
施する。

令和八年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

第一 試験日

令和八年九月六日(日曜日)

第二 試験の時間

午前十時から午後三時三十分まで

第三 試験場所

芝浦工業大学豊洲キャンパス（江東区豊洲三丁目七番五号）、昭和女子大学世田谷キャンパス（世田谷区太子堂一丁目七番五十七号）及び東京外国語大学府中キャンパス（府中市朝日町三丁目十一番一号）

受験しようとする者が多数あつた場合には、他にも試験場所を設ける。

第四 試験方法

筆記試験

第五 申請方法

次のいずれかの方法によること。

一 電子申請

専用の電子申請フォーム (<https://logofirm.jp/form/tmgform/1383272>) に必要事項を入力する。）。

二 郵送申請

(一) 申請書類

ア 受験願書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年東京都規則第七十六号。以下「細則」という。）別記様式第九号による。）

イ 写真台帳（細則別記様式第十号に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六ヶ月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの）

(二) 申請書類送付先

郵便番号 一六三一八六九六 日本郵便株式会社  
 新宿郵便局留 東京都保健医療局健康安全全部薬務課  
 令和八年度登録販売者試験担当

第六 試験手数料

一万三千六百円

第七 申請の受付期間

令和八年五月十八日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）（郵送申請の場合、当日消印有効）まで

第八 その他

一 問合せ先

東京都保健医療局健康安全全部薬務課登録販売者試験担当  
 電話〇三（五三二〇）四五二二

二 試験案内及び受験願書用紙等は、東京都保健医療局

健康安全全部薬務課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所において、令和八年五月十二日（火曜日）から配布する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

